



貞丈雜記

四



73
6188
4



7 3
門 10
號 1188
卷 4

貞丈雜記卷之四

役名之部目錄

- 一 三職之事
- 一 四職之事
- 一 御供衆
- 一 御所奉行
- 一 評定衆
- 一 奉公方
- 申次
- 一 管領之事
- 一 御相伴衆
- 一 政所
- 一 所司代
- 一 奉行衆
- 一 走衆
- 一 五ヶ番

雜記

目



- 一番方
- 一探題
- 一國人之事
- 一小侍所別當
- 一中間
- 一中間苗氏不名乘
- 一雜色
- 一長仕
- 一同朋 ニケ条
- 一格勤
- 一節朔衆
- 一在國衆
- 一侍所別當
- 一房
- 一小者
- 一古之中間小者
- 一かきとの
- 一御所侍
- 一御未男
- 一被管

- 一武家十一位之事
- 一調度掛 四ケ条
- 一蔭涼軒
- 一太刀をもつ役 ニケ条
- 一弓袋指 ニケ条
- 一公人朝夕人
- 一隨身
- 一駕輿丁
- 一倉法師
- 一仕丁
- 一御部屋衆
- 一使節
- 一布衣之役
- 一侍法師
- 一草履取
- 一取上げ
- 一如木退紅
- 一押領使
- 一代官
- 一舎人之事

雜記

目

- 一前駢
- 一放免 三ヶ条
- 一力者
- 一公方之御小者
- 一馬廻侍
- 一馬部吉祥
- 一鞭差
- 一隨兵
- 一國司守護領家地頭
- 一念人
- 一雜掌
- 一御あり頭
- 一足輕
- 一房の比くひ髪
- 一乗替
- 一旗差
- 一御鑑着
- 一孔子之役 ニヶ条
- 一從者
- 一右筆

- 一見部
- 一御小袖御番衆
- 一三國司
- 一廳御坊
- 一家司役
- 一油持
- 一公方人公方者
- 一之乃右筆
- 一御出奉行
- 一近習之事
- 一仕丁
- 一奈良之御供衆
- 一國分奉行
- 一半守護
- 一引付方奉行
- 一出車衆
- 一御はらひ方右筆
- 一唐物奉行
- 一御さし之事
- 一觸口之事

雜記

目三

一 執事代

一 高家之事

一 年寄家老宿老雜掌何能

官位之部目錄

一 官職之事

一 位之事

一 補任之事

一 叙爵之事

一 權宮之事

一 兼官之事

一 前官之事

一 散位之事

一 昇進之事

一 越階之事

一 叙留之事

一 相當と云事

一 贈位贈官

一 職掌

一 品位之事

一 除目之事

一 叙位之事

一 節會

一 上卿之事

一 内辨外辨

一 長橋局

一 摂政關白之事

一 口宣之事

一 宣旨之事

一 綸旨之事

一 位記

一 宣余

一 唯后

一 院

一 東宮

一 女御

一 公卿

- 一 殿上人
- 一 堂上と云事
- 一 將軍宣下
- 一 兵杖宣下
- 一 文官武官
- 一 踐祚
- 一 國母
- 一 院之御事
- 一 東宮之御事
- 一 官金之事

- 一 昇殿
- 一 遷任
- 一 禁色宣下禁色之事
- 一 隨身
- 一 御即位
- 一 大嘗會
- 一 天子之御事并尊称品
- 一 攝家之事
- 一 位階之事
- 一 受領之事

- 一 誓之字之事
- 一 正之字之事
- 一 四分官之事
- 一 官位唐名
- 一 源氏長者
- 一 四品之事
- 一 如木
- 一 公家之事
- 一 侍讀
- 一 官位故實之書

- 一 太輔少輔之事
- 一 太夫之事
- 一 判官
- 一 太閤
- 一 淳和院特學院別當
- 一 宰相之事
- 一 退紅
- 一 位署書之事
- 一 一人のよき之事
- 一 鞞負之事

一 廷尉佐

一 傳奏

一 柳管

一 坊官

一 外記

一 警蹕之事

一 みろしと云事

一 職事

一 南殿之事

一 三公九卿

一 女官

一 幕下

一 大樹

一 侍法師

一 官幣

一 文位勲位

一 内侍宣のよみ

一 陣之座

一 町人之官位

一 月卿雲客

一 上達部

一 内云事

一 天子之御車

一 新嘗會

一 職事散車

一 無官之太夫

一 受禪

一 公事

一 内親王

一 八道親王

一 百鋪

一 朝の字みかどくすむ事

一 天子の御嬪子之事

一 非參議

一 陰陽家

一 讓位

一 遜位

一 謨王

一 法親王

一 無品親王

- 一 門院之事
- 一 御宇
- 一 被接官
- 一 令外之官
- 一 立后
- 一 國司
- 一 内位外位
- 一 太守之事
- 一 北面始
- 一 木鳥

- 一 重祚
- 一 被官
- 一 流外官
- 一 立坊
- 一 出居侍從
- 一 八女
- 一 國子
- 一 布衣如
- 一 殿下
- 一 番長

- 一 番頭
- 一 假御隨身
- 一 兼宣旨
- 一 執柄乃事

以上

- 一 下筋の御隨身
- 一 衛府之侍
- 一 拜賀奏慶慶賀
- 一 武家を清花に準ずる事

貞丈雜記卷之四

役名之部

門人

伊勢貞友
千賀春城 同
岡田光大 校

三職四職ハ義滿
將軍應永五年ニ
定ル南朝紀傳ニ
見
鎌倉年中行事云
管領之執權ト云
事ヲ毎々諸人申
ス奈不可然其故
ハ管領トハ只ノ
時ノ詞也
八段之記ニハ執
權トノセラルト
也然則管領之一
人ヲハ執事ト申
ヘキ也

一 三職トハ斯波氏武衛細川氏畠山氏ト云云
家ハ管領職を勤ム家あり故ニ職ト云也
一 管領トハ執權職也家老の事也尊氏卿義詮ハ公卿ト云
執事職ト云義滿公の御代より改メ管領職ト云斯波
細川畠山の三家を勤メ也管領あり

洞院家記後保中
院執權後保中
御言家頭朝吉田
中納言家頭俊三
年中納言大色口所
成記云始ハ執事
聯ト云貞治比ヨ
リ管領ハ始リシ
也

東助雜記云
四職此のを四
職云とリ也

當職とも也或説よ云足利尾張守高経入道道朝も義
詮公も伴高経天下此事を管領せしめて多ぶしありし
より管領の号ハ起りたりしによるなりハ義満の代
ハ細川頼之管領職ありたり高経入道の子斯波右衛
佐義将を管領するなり斯波の家代ハ武衛と云武衛
ハ兵衛の唐名也代ハ右兵衛佐に任じたる故也畠山尾
張も義深の子右衛門佐基國管領ともあり畠山細川斯
波の三家をニ管領ともニ職とも云

一四職と云ハ山名一色細川讃州畠山修理太夫を云又四殿
衆とも云書札禮多きなりなり貞衡云山名一色京極

赤松を曰職とも云なり時代より遠ある欲侍所の
別をを勤も也

一御相伴レヨウバンと云ハ大名の内よりキリヤウ分量を撰ヒラひ御相伴レシ候
せしめ也公方極諸大名ハ御成の時御相伴レシふ多しと云
也殿中より此御相伴レシハありす

一御供所と云ハ建武元年ナレハ幕府の謙倉より御上洛の時御
供所レシより人々也伊勢守家も御供所レシの才一也是れくは
子孫を後より御供所と名付て公方極の御前近く
居し居る朝暮御膳の御堂キウダ仕レ外御事を進く御
用をうけ給る也今御小姓所と云くはの勤方の御

建武ハ元弘ナル
也

一政所と云ハ殿中此政事を掌るる役也管領畠山方為
督の身畠山式部女輔と伊勢守とあ人此役を勤めたり伊
勢守ハ代々政所あり殿中諸奉行諸役人の惣司ヨリ殿中
の諸事諸法度禮儀作法等此事大小事あつたす政所乃
格易也政所代ハ蜷川新右衛門尉政所開闔ハ布施下野守
也政所ハ頭也政所代ハ助也子此々々を掌る也開闔ハ肝煎
せりやき也あはり役也

一御所奉行ハ御所中の惣奉行表向女中方逆の惣奉行也
伊勢守代々政所御所奉行兼帯あり
一所司代と云ハ貞衡云は職の助也云侍所ノ名代也

一評定衆と云ハ廿四人あり諸事評定の役也公事方あとも
弟の役也貞衡説也

一奉行衆と云ハ貞衡云是を太の筆方と云十二人あり評定衆
奉行衆と合つて三十六人あり公事方諸事を評定致し極
度を政所へ出つて評定ある也三十六人をあつたしはま
け並非違違違をまけ魚の俵ハ日夜まうまうして一日の南
菱原へ出たは時我公入の通りを書記に三十六人は思判
形をまの不安を存する者ハ判形せず思魚の俵を書き置
て置くはまうて評定ありて政所へ出た也をいふ等のお供も
あり也

一奉公方右の筆方と云事萬枝書条云云云云方と事各奉會

中ニテハ奉公方とハ詞不申公方ハ御供座外振書方也

倣也奉公方右と筆方とハ御供座外振也國持あじ

ハ別倣也又云方とハ書方也云云一説在云云

一御走衆と云ハ御成の時御道筋又ハ御能成の時ハ根藉人

を打擲しつらりめらる役也云云ハ御能成の時ハ根藉人

のきつやらんをもも太刀杖をもはききをもはききハ御能成の時ハ根藉人

御供せしむ也云云ハ御能成の時ハ根藉人の記ス

一申次と云ハ奏者の事也古ハハ方條のを申次と云私のを

奏者と云今ハ公私を奏者とも云海人藻林云近日奉行頭人等内ノ

奏者ハテハハ奏者ト云私ニテハ奏者ト云也

ノ字ハ限天子言事也然則白以下諸象ニ物ヲ申者申次ト

稱ヘシ如此事當世以ノ外亂吹也推然順時世可得其意也

一五ヶ番と云ハ殿中ノ番を勤め人々を五ヶ番と云けり五ヶ番

云也年中恒例記云朔日より六日まで各一番元在番云云

七日より十二日迄ハ二番十三日より十八日迄ハ三番十九日より廿

四日迄ハ四番廿五日より晦日までハ五番ハ勤事也又正月

三日惣番ハ御禮仕の条云惣番ハ勤事一書云

リ始り五番迄番次才御目々も也又就ハ御禮仕才御目々も也

御太刀才御目々先五番迄番次一書次二書次三書次四書次

めはあはし自余以て云云萬枝書条云云五ヶ番御

番頭ト云ハ五ヶ番ノ事云云ハ五ヶ番の一組ハ内子ヲ頭を五人定めおくりたる人々をさして番頭ト云也云云ハ御禮仕才御目々も也又就ハ御禮仕才御目々も也

通り事其番をテ孟^カ努りたる事自然と後頭先紙條
あり大方家々の次方^カも^カなり也

一 番方と云は右に云ケ番の事也 又改衆氏云

一 節^{セツ}朔^{サク}衆と云は右の五ヶ番の事也殿中^ニ次^ニ記^スは^スなり
節ハ五節供也朔ハ朔日也番方の節ハ常ニ公方極水以目見
か一年始五節供朔日十五日計以目より始節朔日と云

室町殿ノ代節朔也
底よりいふあり

一 探題と云ハ九州あは九州惣振を奉行する人也 ソレニヤ
其人は付^テ出^ル也探題の人も國持也

一 在國衆と云ハ京都へ奉勤する事ある常ニ國住居也

大名の事也

一 國人と云ハ在國衆の事也書礼条に云宗刑部を痛めたる後
津嶋國人也 ツシマノクニウド此勤事なり

サムライト云守護地頭ノ軍役ヲ支出スル也

一 侍所別當ハ侍の頭也勤役あるを侍と云は侍の祇儀す
亦所を侍所と云其侍を支配する人ハ別當と云

一 小侍所別當と云ハ貞衡云小侍ハ侍より下の侍也小使を
する侍の祇儀ある所を小侍所と云小侍を支配する人

一 小侍所の別當と云階成次方古兵云小侍ハ階成の
自然ハそれの時役人供奉其人をよきとせし役人祇

候の階殿よりい出るは役人を小侍所と云

東鑑ニ建永六年
定侍所司五人北
条兼時為別當山
城大天判官行村
一浦左衛門義村
江判官能範伊賀
次郎共衛尉光家
云々
太平記卷二三
殿周縁下城備達
を破向せよと
侍所よりとて
水火の事を治
東鑑卷廿四景久
元年七月廿八日
辛酉晴有霜侍等
定於前代者可然
華皆離着到于西
侍當時堀内不及
手廣之間無侍仍

各候小侍可令昵
近守護由三則令
日所始補小侍別
當也陸奥山郎重
時年サニニ
義教公御元服記
小侍所當山左馬
助持永着狩衣又
義満公御元服記
云小侍前山名彈
止次彌三
房ハヒタ井ニ汁
髪アリレツカ物
弟ノ西ニカ若ノ
体ニテヒ久井カ
坊ハヒタヒカミ
ナシ
東鑑卷五十私長
三年八月八日ノ
条未十月二日將
軍房上落有諸奉
行ノ条ニ所中間
能濃判官時信ト
アリ是中間ノ奉
行ナリ

畫記被云雜色公
家ニテハ中間ノ
下ノ以休ニ不及
ハ武家ハ雜色下
リナリ
東鑑ニ頼朝ノ雜
色ノ名時天鶴太
即宗元定遠信方
アリ
保元物語ニ源太
づろあきぬとい
ふ九とハヤソ
は信光ノあね
バヤロウノあ
ぢいノ下座
のしんろウ
と

一房バウ云ハ長刀を侍ハ者也公方極ハ房ハ一御長刀ヲ指
做事ハ門跡ハ力者ハ由奈ノ書ヲ有リ房ハ判後ノ
者ハあハ俗依也係ハ由奈ノ書ヲ有リ房ハ判後ノ
中コ間ト云ハ侍ノ下小者ノ上也侍ト小者ノ間ハある所中間ト云也
公方極ハ御中間ト云ハあり一由奈ノ書ヲ有リ大
名以外ハ中間あり也盛衰記十三ノ卷ニ黒九ト云所中間トアリ
是ハ赤倉ノ實ノ中間ヲ云
一小者ト云ハ中間ノ下あり公方極御成時ハ小者ハ六人ハ在也
れ一由御成時古実見テ御草履ヲ持又御沓ヲ上
トヌ也近承故実貞助返答条ノ書也云々
公方所小者ハ六人召連ナレ由ニナリ
一古ハ中間ハ苗氏ヲあハる也武雜書レ天文二年

七月六日イナツキニの首注イナツキ文を記シ中間ハ苗氏あり
其外侍ハ苗氏ヲ書ケル
一古ハ中間ハ今徒ハ成ハの者ト云類也古小者ト云ハ今足將
云類也格式ヲ引ケルハ御間ハあり
一雜色ハ云ハ條ノ書ハ武家ハ雜色ト云ハ中間ト云下里
馬屋ノ者ハより上リ也公方ハ中間ヲ雜色ト云御間ハ又公方
極ハ御雜色ト云ハ又別ハ大方ノ人ハ雜色ト云重
ハあハるる屋ノ者ハ法ヲ法ハをシげハハハ
付ハハハ報計腰ヲナリ也
一かせ者ト云ハ悴者ト書ク一ハハハハ雜役ノ人夫也

長亨元年九月十一日江州御陣着
 到次才云御兼仕
 釣源坊香洞坊常
 九坊云又條云函
 書云御兼仕常招
 也何毛利發ノ若
 也此れノ多ニ遍
 照寺ノ兼仕法師
 トアリ抄物ニ云
 兼仕ハ寺中ノフ
 レ流レ法事ナト
 ノ雜役ヲスル若
 也
 武家ノ兼仕毛利
 發也

古事淡卷五云孝
 謙天皇建武西大
 寺ノ時中畧余引
 奉同册伊餘人生
 大正ニ是ハ長手
 此同册ハ同シ也
 友ト云章ニテ後
 世ノ利發ノ奴僕
 ノ事ニハアラス
 文字ハ同シクシ
 テ異物ハ同シカ
 ラス

一 御兼仕云ハ是ノ者也正月五日節朝日十五日あど外

御親式の時殿中御座の事此出極屏風此立糺物也

座の事此守日役也道照愚草云以兼仕ハ今に

在ク伏見殿石見ノ者以兼仕の子孫也云源平盛衰記卷廿六祇園女云

是ハ當社ノ兼仕法師ニテ侍ルカ御幸ナラセタマフノ由兼リハ同社頭ニ御燈進セントテ奉ルナリ

一 兼仕ハ剃髮の者也兼仕法師とも云也海人澤菰云兼仕

法師ノ事仙洞執柄家以下被召仕至宿老皆叙法橋法

眼御室門跡不詳僧侶隆然觀音院等皆預僧綱上令着

座他門兼仕連綿叙僧綱歟

一 御所侍云々御兼仕ニ似たる者あり一系ノ圖書御

主殿レユテンを御所侍と御兼仕と悉皆調レヒツカイハ椀飯ワウバシの時乃以事の

出極あど口傳お侍の人あくは有絶タキハ由由見とヤ古キ所

所侍の一人御りしガレヒツカイ被レヒツカイハ一云源平盛衰記卷廿六云法住寺殿ノ御所侍東ノ釣殿ニ

人ヲ集メテ酒呑ケル

一同朋と云ハ剃髮の者少ク殿中多ク諸侍はばハ也雜役の

者也茶のゆをのつるを茶同朋と云あり或説云鹿

苑院義満ヨシシム十歳少ク父義経公ナリおられおひ母細川頼之ヨシユキ執事

成て義満公を養育ヤウイク此頼之のまうレヒツカイひまう法師レヒツカイ

をあはは是侍の衣服をあはせし倭坊ヤイバウ名づけ又是坊

とも名はけ何れも何阿弥ナニアマと名のりあのレヒツカイ事レヒツカイ

貞丈按童坊下同
 耶ハ別也同朋
 ハ義滿以前ヨリ
 有之
 真如堂縁起云元
 享の比而所上人
 といひハ偏ヨ
 念仏は歸去り休
 々此岸主門乃
 餘儀さあす也よ
 也法然上人のお
 一と思ひ成るも
 松子年比ちあ
 一用朋のみ
 一北白河の辺
 在りて行は元
 享の比ハ同朋の
 代也

世あることとをいそせて殿中をありうせ諸侍のあはれ考
 一とひびくさうあたりその義満より倭人をあつとあつ
 教へたの頼之の下公也諸侍の中倭人あつ侍童坊とあ
 ざ名を付のあはれ人とも皆恥るるとぞや彼らるるあつ童坊
 と考るるをい川の比より同朋と字を書うたる也云々
 寶篋院義詮公延文三戊 戊年ト二月廿二日征夷大將軍御拜啓
 乃清系内の記尔供奉の行列を候記しては次隨身馬
 上 隨身姓名 赤き金襴の上馬と豹虎と尻鞘の太刀滋藤子
 尻篋負ひ厚徳の尻鞆候々左右を分二行と乗也 中畧
 其次御長刀二振御同朋右同前上总ニテ馬上ニテ持之と見え

東鑑九卷ニ云召
 藤山丹三可候格
 勤之由被御舎
 貞丈云格ノ字ヲ
 用ルハ此也古キ
 書ニハ格ノ字也
 一シムトヨム
 享十リ格勤トカ
 クヘシ
 職原故ニモ諸家
 格勤トアノ

ゆき内之義式ニ見タリ
 上云ハ袍ヲ云ナルヘシ 義詮公ハ義満公の父也然るも同朋ハ義満
 公よりもいふよりあつ一也
 一 御末男ト云ハ御末^{スエ}又御末ト男氏云又御ハシタ衆ト云
 也公方極ハ御膳系ト云ハ御膳を御末男持てあり同朋
 系ト云ハ同朋系御供^{スエ}之候一御供^{スエ}系御前ト云ハ御前
 系也此等道照愚草ト云ハ御末系ト云ハ同朋より下也
 一 御格勤ト云ハ同朋の系ト云ハ公方極ハ御膳系ト云ハ御末より
 御格勤御膳を持系ト云ハ御供^{スエ}系ト云ハ御前系ト云ハ御前
 役系ト云ハより御末男同朋系御膳を御供^{スエ}系ト云ハ御前
 道照愚草ト云ハより應仁の大乱以後御格勤も終つとある

一 將軍家ノ義式汝法應仁の乱以後續くるゆ多き極ニ旧紀
及てり 御格勳を中居殿系^{ナカイ}なるもの 由鎌倉年中行事亦見
えり^{ヨムベシ} 格勳ヲカクコト

一 被管^{ヒキカン}所とて古知行^{ナカムラヒ}の地侍とて昔より此地に居住し来り
たる侍ありは侍を地頭より支配して免し侍とて被管とて
管^{シヤクシ}せしむる也支配をあるとておく最同系地頭は其系を

一 或説云京都將軍の御代武家の十一位とて事あり一以一族
二大名三守護四外^{トサカ}五評定^{シユウテイ}六御供^{ミツケ}七申次^{シノジツ}八番方
九國人^{ニクニ}十奉行^{シヨウギョウ}十一未男^{ミオトコ}号也云貞丈按ずると十一位より我
等の記録より不足利殿御代諸侍乃格式十一位を限

とて守りてあるもの一職四職政所去る格勳同朋
武士此位の外あるべきや十一位とて名目^{ナメ}の後のい出
る事あり

一 御部^{ミベ}屋^ヤとて云々条々^{ジョウジョウ}の書云御部屋^{ミベヤ}とて御一家の内一
屋^ヤの安きくある一進^{シユン}の細川^{ホソガハ}治^シ於^オ浦^{ウラ}殿^ノ書^シ文^ノの^ノ房^ノ今^{イマ}一^{ヒト}
一 云々式部^{シキブ}少輔^{シウボ}殿^ノ此^{コノ}殿^ノあり^{アリ}夜^ヨ毎^ノ祇^シ候^{コト}とていふは
御用心^{ミヨウシン}のゆゑ夜毎^{ヨノミ}御寝^{ミノネ}の^ノあり^{アリ}書^シを^シせ^シとていふは
海^{ウミ}へ^ノさ^シぬ^ルは^ハ一^{ヒト}家^ノの^ノ物^{モノ}ら^レ也

一 調度^{テウダウ}掛^{カケ}とて後ハ主君^{ヌシノミコ}此^{コノ}弓^{ユミ}矢^ヤを^シ持^ツ御供^{ミツケ}り^ノ役^ノ也^{ナリ}御弓^{ミユミ}
を^シ持^ツ御矢^{ミヤ}ハ^ハ籠^{カゴ}なり^{ナリ}一^{ヒト}肩^{カダ}也^{ナリ}義教^{ヨシキヨウ}公^ノ所^ノ入^リ服^{ヒツ}記^キ

調度殿関春と云
書名各々
勇武物語藤会及
勇服の赤袴の巻
左右ノ帯刃二行
よあふひゆり
さうけのゆん
であつてあひあ
いぶし
京鑑廿三云建保
六年將軍實朝任
大將為拜領參籠
御隨兵江ノ羽官
能範布衣革諸ノ
細尾朝太刀印等
三人雜色四人調
度一人放免四
人

調度殿一人号胡籙スヤナケイラヒト及とあり東鑑にも調度殿の事あり
子光と云り東鑑卷三十二光ノリ右大將頼朝の作子頼朝二十の歳を以て其
人の敵を討つる人ぞと云ふあり調度殿人の叶ふべし
良すと云ふの事ありふりて此役子信せ人奉當討ふお
いて最勇士の面目小信へし由東鑑にも云ふなり後の世に
て才天を立血う道具を調度殿と名付る物あり其事ハ武具
の部ニ記す又調度殿と書つてはげうけとよむるありは
ハまわりの部ニ記す

一調度殿の役人調度のうけ松別力依ありスエシラ服をわひてうを
左に持也る上ハ右に持也る馬ノ耳ニツのるふあり持也

太平記四十中
の會ノ條佐々未
盛前五郎左衛門
尉高久フタエカ
リキヌニテ少調
度ノ役ニ候ズト
アリ

常にお討る上ハ右に持也同歩行の時ハ右ハ外竹を左の肩
にありてうに持也装束ハ右に持也素襖袴衣時の定也

一調度殿の役人將軍家の御具一々あり東鑑太平記
等にも云ふなり又將軍ありぬ人もあり具する也義教公侍
え服記ハ執權左衛門佐義淳調度掛一人召具を重くと
り号胡籙ヤナケイラヒト及とあり又東鑑にも宇都宮左衛門尉以下六
人調度殿の御具一々あり中にもありて調度殿の役も一人
一人了都舎六人あり又義教公侍え服記ハ侍所赤松也
據も義雅ヨシノカが即從イマレの行務イニタチを記して僕ハオウ紺の直垂ナカは眼箱

名目此ニ布衣始
 丁ウイハシメト
 川下リホイト云
 ハ田舎同十リ
 帯刀後又帯劔後
 トモ云

帯刀物持録会
 箱根の事訪ノ条
 左右ノ帯刀ニ行
 みのり御調度殿
 の人御人をもつて
 みのりあふふ
 みのり無又
 みのり始

一 太刀をきり乃役と云り乃きりも御車内以社系等も世の時
 御供あり帯刀と書つたもなきも御車内也太刀をばさる御
 供の者持出る也帯刀の役ハ自身太刀をきり御供あり
 也大勢左右はばさる御車内也装束ハ御供あり金
 御供あり御車内也永享二年七月廿六日義教公御車内
 の時帯刀十二番二行出雲子金根の指を以て故を押すと云元
 服記より云り貞治六年三月廿九日中殿以會帯刀十人左
 右に番て曳列せし系累の一布より云り延文三年十二月廿
 二日義詮公御車内御車ノ少先鳥帽子出雲帯劔乃侍云
 五人五人宛並五通也寶篋院殿の番内記アリたは白
 きつをくちりてささる也

一 帯刀の役 室町及代ハ 帯劔の役 鎌倉時代ニハ 東鑑卷三十一 嘉禄三年八月十五

云駿河前司申云御出之間帯劔之輩者兼久元

年正月於宮寺依有事被始此儀是候近々可奉守護之故
 也云兼久元年正月於宮寺依有事と兼久元年正月將
 軍実朝公鶴岳八幡宮の事訪の時八幡別當公曉忍心事
 実朝公を討ちたり也依其次の將軍頼經公の代より用
 の高き帯劔の役人を以つてささる事始り也

一 侍法師坊官の事官位乃部記

三年ノ侍ニ
侍中官馬止ニ
手袋ニ入テ
持テ

一 手袋指ト云後ありゆふらさしよむ主君の手袋を
馬上あり持川役人也古ハ式正の村ハ必以役人をめしつれら
一也建久六年の斐頼朝々入洛の日御手袋指一騎具をこれ
一 中東鑑ヨ名スルヲ以テ外東鑑而ク名スルヲ

一 手袋差ト云手袋指ト云事也差ト云ハさくくると云事之手袋

鎌差ト云ヤ侍馬
上ニテ旗ヲ持テ
也旗ヲ主君ノ朝
ニニサレカケル

捧也 サ、クルト云ハサニアグルノ畧語 主君の手を弓袋 弓袋装束 納めて

持也 サ、クルト云ハサニアグルノ畧語 主君の手を弓袋 弓袋装束 納めて
馬は先ヨ多ク也後三年合戦餘の末ヨ名スルヲ東鑑ヨ名スル
あり近世の人手袋さしと云を以てハうかきさきと云
すこくヨ手袋を主人の尻の上ヨきし懸ての事ヨ名スル

あり也近世の人の画がきつる繪を名しヨ主人歩行中ヨ

一 手より手袋を主人の腕乃上くうかきさきと云けり

一 手より手袋を主人の腕乃上くうかきさきと云けり

一 草履取を古ハ名ヤシヨ持テ云亦成沢野古実ヨ以テヤシヨ

を抄ハ小者久しクハはうとれらるちヨ年暮るるが抄

一 公人朝夕人ヨ事旧記ヨあり公人ハらふんとよむ朝夕人ヨ

ちやうあやく山とよむ也公人ヨ朝夕人ヨ公事の時

政所ニテコトあづかいする役人也年中恒例紀ヨ正月迄

内始の条ヨ禁裏極於庭上ヨ座次方中界 走廊のし

公文ト云モ公
ノ事也公文所
人ト云事也

太平記卷一 備後
 六波羅ニ召捕条
 二朝夕雜色左右
 二並並テトアリ

遠より小者公人朝夕以下在り又云以装束宰領は公人ハ
 きり於長檣殿以並戸は何條の御五戸ハ以装束あり 同朋并藤
 中納言殿又候し也又云以之の以あり遠より朝夕兼也
 又殿中日に紀の政所の公人より又義教の御元服記云奉行
 連署奉書以朝夕兼レシ之は是を以て之役を兼知し又
 朝夕人の兼内あり此冊はあや筒を持つ也又筒と云ふ小便
 筒也装束しるる時ハ小便しふるときは筒を袴の内へさ
 し入るる筒乃中へ小便せし也小便桶也之筒を置るる小便
 外へ流す也筒ハあや竹筒の如く作り口の皮ハあや筒を
 包しるる物ありウレシ
ヌリ也

東鑑卷七 三鎮守
 府將軍兼陸奥守
 從五位上藤原朝

- 一 女ふじあやうけと云事旧記ふありひあやハ非上と云今
 かうゑと云同いげすハと云このふじあやハ御食物あど
 を心づつて調ひのあしをもす也ひあやハを美女と書さ
 るに記もあり又ひぢりやう又ひぢりう又びぢりうと書くるも
 あり何れも同事也又未女ヒシヨとも有
- 一 隨身スイジンと云役の御官位内御記ス
- 一 如木退紅レヨボリタイコウの御官位内御記ス退紅ハ装束ノ名也如木モ
 ありおあり装束ノ名ナリ
- 一 駕輿カヤウと云ハ輿カを昇る者の事也
- 一 仕丁シテウと云ハめいばうひの者の御也家来と云同
- 一 押領使オウレウシと云ハ押ハおさへる也領ハ我物より支配する也使ハ

巨秀衛法師出羽
押領使其衛野又
同卷九云養衛
文治三年十月
父道助為出羽陸
奥押領使管領六
郡

臨平盛衰記卷四
云左衛門尉入道
八西光右衛門尉
入道八西景
申ケル二人十方
ヲ所載ノ預リニ
テ備置召仕ケリ

皇山殿年中行事
年中恒例記ホニ
中代代官横ノ嶋
本館トマリ是ハ
今ノ代官ノ類カ

符の字乃意也在^{コロ}處之守護の爲子此役人を爲^{ラウセキ}了狼藉共
 也使の字ハ法^コのひと云云ハ取^コ一決^コ云云義^コ了役乃
 字の公也檢非違使あどの使の字同^コ
押領ノ二字ハ人ノ物ヲカシ
トリスル子ニテ押領使の押

領ハ狼藉云を押
其不^コ守領スル也

藏をあは^コはる役人を倉法師と云事末都將軍の御代
 御倉を^コはる入道あり正実坊定泉坊と云兩人也其を
 倉法師と云東山殿年中行事云々云々^コ年中恒例記正
 月朔下の条^コ以^コ供^コ御の以^コ儀式^コ御倉より下行^コ又
 十二月廿七の条^コ以^コ供^コ御の以^コ儀式^コ御倉より下行^コ

存^コ之^コ我^コハ^コ新^コ穀^コ雜^コ物^コを^コ入^コル^コ御^コ倉^コを^コハ^コる^コ役^コ人^コ也^コ若^コ入^コ道^コニ^コ
 あり^コ今^コを^コ俗^コ稱^コの^コ役^コ人^コあり^コ也^コ倉^コ法師^コと^コ云^コ也^コ若^コ此^コ祠^コ
 の^コ残^コり^コ云^コ々^コ

一代官^コより^コ古^コと^コ今^コ勢^コも^コ也^コ古^コハ^コ何^コも^コも^コ主^コ君^コ此^コ名^コ代^コを^コ勤^コ
 る^コを^コ代^コ官^コと^コ云^コ今^コの^コ世^コ此^コ代^コ友^コと^コ云^コハ^コ田^コ舎^コの^コ農^コ民^コを^コ支^コ配^コ
 して^コ年^コ貢^コを^コり^コ立^コ算^コ用^コ成^コる^コ者^コを^コ云^コ

一古武家^コより^コ舍^コ人^コと^コい^コひ^コハ^コ庶^コの^コ者^コ乃^コ事^コ也^コ公^コ家^コより^コ舍^コ人^コ
 云^コハ^コ大^コ舍^コ人^コ内^コ舍^コ人^コと^コ官^コの^コ名^コ也^コ内^コ舍^コ人^コハ^コ始^コハ^コ次^コ居^コ此^コ子^コ具^コ
 あり^コの^コあり^コ官^コ也^コ後^コハ^コ侍^コの^コあり^コ官^コも^コあり^コ天子^コ行^コ幸^コの時^コ
 前後^コを^コ守^コ護^コする^コ役^コ也^コ大^コ舍^コ人^コハ^コ宮^コ中^コあり^コ雜^コ事^コを^コ追^コ分^コ使^コ

ハシ役也

前駈セウゲと云ハ五君外、御出の時御出シより先ニある先供

乃事也騎馬シテ御先ヲ守ル也職人ト教ハ不定前駈ト

書テせんゴトテ也テ也テ字ハ漢ニハシテテの字ヲをシテテハシテ

前駈の字ハハシテ也

一 雑掌ザツショウト云ハ色ヲ好ムゆクをシテテテテ也

也ト云フ事ヲ云フ也

上杉雜掌ありて旧記にあり
上杉氏の雑掌ハハシテ

放免ハクベント云役乃事東鑑廿三ニ建保六年將軍実朝任大将

為拜賀參鶴岡隨兵江判官能範布衣革緒カクサ細尻鞆ホソシラ太

刀即等三人雜色四人調度掛一人放免四人ハクベニト云

江判官ハ持所五
人ノ内ノ一人也

判官ハ檢非
違使判官也

東鑑卷二十四云檢非違使大夫判官景康東

帶平塵時太刀舍人一人即等四人調度掛小舍人

童各一人看督長二人火長二人雜色六人放免

五人トアリ

○

放免ハ檢非違使の廳ラウ乃ノ廳トハ役所ノ事也

下部乃役の名也放免ハ警固コウコすの役也賀茂祭の時ノ也

警固小出コデ也死罪流罪の者ノ也

時ハ時也警固を勤ム也賀茂の祭ありハ禱ノ也

持也鴨長明カモチが四季物語賀茂の祭ハ此祭ハ放免の下人の事

ト云々云々ト云々秋のノ祭ハ百ありト云々ノ祭ハありト云々ト云々

帝字着ハ放免の
つけ物ハハシテ
其ノ大車ト云々
御外ノ和ニスルル
也突ヘし和スル
事ニハハシ

平泉物語卷五文
寛治三年ノ事云
平泉へあるは
ついに便衣人
宮ノ下へ入
の下部のあり
うやうのあり
こころのあり
は便衣放免ナリ

み云建治弘安の比ハ紫袴放免の袴物ニありあり御大
布四五端あり馬をうけりて尾ふハさうありてくも其井
らもの糸
らあり
うをくする水干は袴の如きありては袴の如き
おまへ及び侍りしあとも奥ありてあるお地さそし侍り
うし老くる道志道志ハ檢非違使志也
志ハサクハナナリ どのの今も語り侍る也此比ハ
つゆ物年を送りてさる外ハぬいより川のおもき物
を多くつけて左右の袖を人にもくせてくづりハおこをど
よ持すいきつきくくむありきぬいとえくくくく尺素往
来云賀茂祭
ノ文ニ 廳下部皆當色犀鉾持以金銀風流付于衣裳
候云 廳ハ檢非違使の役所也下部ハ放免也袴物といふハ

放免のあつる水干の袖は作り花の外色は作り物をとら
作り風流をあつて袴の如物の為は候ある也袴は作り物
をすも也古き袴はえくくく
一放免ハクダシともハ檢非違使廳の下部の役の名也前ニ記すは
源平盛衰記卷十三考余京信連
戦ノ条ニ 云兼成ハ下部ハ金武云放免
あり究竟の大力大腹巻は左右の小手はし打刀扱て向合
ころり云 兼成ハ明法博士ありて檢非違使判官を兼くする人也
又盛衰記十八文覽流
取ノ条ニ 云院より廳の下部二人付くをころり中
廳の下部放免二人も下向きへきまをみるるが下巻 又同巻
金ころり五條天神の多居堀倒るる放免の中子

源平盛衰記卷十
二院鳥羽後房ノ
人ノ秋奉スル
六ノナシ北面ノ
ハカキマキレテ
位ノ来リケルニ
檢部ハ君ハイワ
ハカキマキレテ
位ノ来リケルニ

ヤラントテト車
ノ後ニ下臈十レ
ハカキマキレテ
位ノ来リケルニ
入ニ居テ亦所
ト云間記ニ云ク
録者年中行事云
ハカキマキレテ
位ノ来リケルニ
入ニ居テ亦所
ト云間記ニ云ク

刑部聖明澄アキスト云クノ男ト右ノ丈を以テ放免ハ檢非違使
の廳ノ下部乃官人ト云クノ初ト云ク
檢非違使の官位の部ニ記ス
廳トハ後所乃ナリ

一女中ノ役名旧記ハ以テあかじらト云ハ中臈ト云レ也
云ハ中臈ト云レト云クノ舊中旧記ハ
おろ物ニテト云クノ後先ト云クノあり
々々書ハ女中ト云クノ中臈ト云クノあり
を以テけレテト云クノあり

一カ者乃ハノ条ト云クノ書ハ云ハ方極ト云クノ中臈ト云クノあり
諸大名以テ長刀ヲ持スル者ヲ房ト云クノ
又云ハト云クノあり
又云ハト云クノあり

又藤中旧記ニ云正月二日ハ時ノつハ
さ後ハト云クノあり
あけよめト云クノあり
室町記ニ云應永廿九年壬寅十二月廿一日為大御所極代

宜所方ト云クノ所極ハ懐寧ト云クノ御系籠自向御所ト云クノ先ト云クノ条坊
門ハ懐御社ト云クノ自其直ト云クノ御社ト云クノ御興ト云クノ御力者ト云クノ十二人
自三寶院被進ト云クノ三寶院ハ
門跡ノ力者ト云クノあるハ是也藤中旧記ハ
一カ者ト云クノあり
後ト云クノあり
門跡ト云クノあり

源平盛衰記卷十
 三信連對ノ条ニ
 足輕共亂レ入テ
 廿ガレ奉レト下
 知ス云
 又同十四卷三并
 寺倉儀ノ条ニ足
 輕ニ二百人法勝
 寺ノ北サテヨリ
 三河原祇園ノ
 迎テテスルリト
 遣レテ在家ニ火
 ヲ放テバト下リ
 太平記卷廿六秀
 純足討死ノ条
 二浦ガ足輕ノ野
 戰ニ三百人兩方
 保田へ立候テ
 戦シテ一敗トマ
 報レシ

方者の事連記
 源平盛衰記四十
 五卷内六百京上
 ノ条地蔵冠者ノ
 中ノ間十カ法師
 トムカ若ク友時
 ニ相見レテ進ケ
 ン云ク上古ハ公
 家諸家ニカ若ク
 召出レケレトモ
 京都將軍家ニハ
 帶ニカ若ク召出
 レザリシ故式正
 ノ時尚興ヲモカ
 カセ長刀持セラ
 ルハニハ門跡ノ
 カ者ヲ借り用ヒ
 フレレ也

也其の出家ハあはざる也青法師とて青ハ装束の色
 きを云也又同記應永三十年十一月一日の条ハ脚輿カキ
 同二日の条ハ輿カ者十二人白カ者十とあり皆案を云

一足輕乃事シヤクシヤク樵談治要ヨウニ云其書ハ文明十二年一条橋足輕シヤクシヤクハ物シヤクシヤク

傳止シヤクシヤク也事シヤクシヤク昔より天下シヤクシヤク能みシヤクシヤク事ハシヤクシヤク傳シヤクシヤク也

海シヤクシヤクノ旧記シヤクシヤクありシヤクシヤクあるシヤクシヤク事シヤクシヤク孰シヤクシヤク目也平家シヤクシヤクのシヤクシヤク

事シヤクシヤクとて平清盛入道三百人ありシヤクシヤク事シヤクシヤクハシヤクシヤク傳シヤクシヤク也

始シヤクシヤクハシヤクシヤク未シヤクシヤクれシヤクシヤクるシヤクシヤク足輕シヤクシヤクハシヤクシヤク超シヤクシヤク過シヤクシヤク也シヤクシヤク惡黨シヤクシヤク也シヤクシヤクのシヤクシヤクゆシヤクシヤクへシヤクシヤク洛中洛

外シヤクシヤクノ諸社諸寺五山十刹シヤクシヤクノ家門跡シヤクシヤクノ滅亡シヤクシヤクハシヤクシヤクかシヤクシヤクれシヤクシヤクるシヤクシヤク所シヤクシヤク行也

敵シヤクシヤクノシヤクシヤクハシヤクシヤクそシヤクシヤクとシヤクシヤクありシヤクシヤクるシヤクシヤク人シヤクシヤク而シヤクシヤクハシヤクシヤクあシヤクシヤクきシヤクシヤクるシヤクシヤクハシヤクシヤク力シヤクシヤクありシヤクシヤクるシヤクシヤク事シヤクシヤクありシヤクシヤク

折シヤクシヤク角シヤクシヤクありシヤクシヤクあシヤクシヤクらシヤクシヤクハシヤクシヤク火シヤクシヤクをシヤクシヤクりシヤクシヤク多シヤクシヤクくシヤクシヤク材シヤクシヤクをシヤクシヤクみシヤクシヤクどシヤクシヤクるシヤクシヤク事シヤクシヤクハシヤクシヤク也シヤクシヤク

強盜シヤクシヤクとシヤクシヤクりシヤクシヤクかシヤクシヤクらシヤクシヤクたシヤクシヤクれシヤクシヤクるシヤクシヤク前代シヤクシヤク未シヤクシヤク度シヤクシヤクのシヤクシヤク事シヤクシヤク也下署事シヤクシヤクハシヤクシヤク也シヤクシヤク

折シヤクシヤク角シヤクシヤクノシヤクシヤク方シヤクシヤクハシヤクシヤク足輕シヤクシヤクとシヤクシヤクりシヤクシヤク若シヤクシヤクハシヤクシヤク軍陣シヤクシヤクノシヤクシヤク為シヤクシヤク子シヤクシヤク諸方シヤクシヤクノシヤクシヤク惡黨シヤクシヤクをシヤクシヤクめシヤクシヤクり

くシヤクシヤクとシヤクシヤクりシヤクシヤクとシヤクシヤクりシヤクシヤクせシヤクシヤクるシヤクシヤク事シヤクシヤクとシヤクシヤク見シヤクシヤクるシヤクシヤク強剛カウキヤありシヤクシヤクあシヤクシヤクらシヤクシヤクけシヤクシヤクあシヤクシヤクるシヤクシヤク事

ハシヤクシヤク廻シヤクシヤクりシヤクシヤクをシヤクシヤクりシヤクシヤクとシヤクシヤクりシヤクシヤクたシヤクシヤクれシヤクシヤクるシヤクシヤク名シヤクシヤク付シヤクシヤクるシヤクシヤク事シヤクシヤク也シヤクシヤク何シヤクシヤクれシヤクシヤクもシヤクシヤク山サン賊ゾク

夜盜ヨトウノシヤクシヤク疑シヤクシヤク成シヤクシヤクるシヤクシヤク事シヤクシヤク也シヤクシヤク

一公方シヤクシヤクノシヤクシヤク脚小者シヤクシヤクノシヤクシヤク名シヤクシヤクハシヤクシヤク何シヤクシヤクれシヤクシヤクもシヤクシヤク付シヤクシヤクるシヤクシヤク也諸家シヤクシヤクありシヤクシヤクるシヤクシヤク事シヤクシヤクハシヤクシヤク也

古実シヤクシヤクノシヤクシヤク脚小者シヤクシヤク子シヤクシヤク若シヤクシヤククシヤクシヤクありシヤクシヤクるシヤクシヤク永祿シヤクシヤク十一年朝倉義景シヤクシヤク亭シヤクシヤクノシヤクシヤク以成記シヤクシヤク

脚小者シヤクシヤク若シヤクシヤククシヤクシヤクサシヤクシヤクキシヤクシヤク熊シヤクシヤク若シヤクシヤククシヤクシヤク左シヤクシヤクノシヤクシヤクサシヤクシヤクキシヤクシヤク梅シヤクシヤク若シヤクシヤククシヤクシヤク千シヤクシヤク若シヤクシヤククシヤクシヤクありシヤクシヤクるシヤクシヤク

脚小者シヤクシヤクヲシヤクシヤク脚小シヤクシヤク人シヤクシヤクトシヤクシヤクモシヤクシヤクナシヤクシヤクリシヤクシヤク

貞助雜記ニ云

東鑑卷九奥州攻
ノ各三御旗差見
タリ
盛衰化世八二中
納言ノ侍ニ區物
太郎頼賢ハ究竟
ノ子ノ上ノ手能引
ノ骨ヲ射サセテ
馬ヨリ落ッ
後三年ノ餘ニモ
旗差ノ侍鑑着テ
馬ニ乗テ旗ヲ持
タリ
盛衰化世六ニ云
旗差ハ秋ノ野ス
リタル並番ニ洗
華ノ鑑キテ鹿毛
馬ニ黒鞍置テ東
ル
太平記ハニ云旗
差ノ進テ也林河
をもちて河ま
るる百儀ノ河
ノ水ノのり
カ

是も下邇の者此事あり

旗差と云ハ軍陣時大将の旗を馬に乗あがり持侍の事也
世ハ古の旗ハ長サ一丈計あり大なる物もあつても持り
程も多し也旗差する事源平盛衰紀太平記等にも見え
り武田信玄上杉謙信あとの戦の比より旗大なりてると
つは持せざるが足腰あとの臂は厚せり歩行ありあま
せ旗の上は綱を付り左右引りてせあがり一ツ旗よ
りく多し也又古ハ長旗也後ニ乳付旗もあま多しなり
信玄あとのいは皆乳付も也

鞭差の事平治物語義朝敗北ノ事云義朝之くろくを少くあつれ

源氏トハ兼東ノ
工リノ事ヲ云也

源氏ハむちさしあがりあがり故者あき物うかえ鞭ハ麻也舎
人さす也供立日記云式々の騎馬此州ハ鞭三筋用ハ一筋者
うの木の肉へ入ひ今一筋ハうの木のうまきす一筋ハ麻者さす
一云又云家あきも舎人鞭をさすも桃花葉葉云一条兼良云ノ
御作ナリ
鞭舎人指懐中ニスチカヘ
テ指之持衣乃右腕を全取ル所をわす也或ハ
右も手持り或指頭紙ツヒカヒ
実房主人束帯ノ時自持鞭も稀も
也云

御鑑着と云役ハ皇君の御禮を為す御供ある役也皇
御鑑を召する時ハ皇の御禮をぬぎて思へトス役人也文治
元年十月廿四日南御堂勝長壽院ノ号ス供養を遂げ頼朝御出立

佐々木は高左衛門尉高細御禮着此役を勤む以時高細服楯
 を禮の上よりあつてさうさく見やあやまり之とてさ
 ありしを言禮が小舎人童波付言禮又告々れ高細嘆け
 主君は御禮を志す日ハ若事あつ時先服楯を以て進
 むも者也然る有服楯を御禮の上より志す也言禮を難むる若
 ハ勇士の故実をささきさる也といひし事東鑑巻五
御官持ト云役アリ東鑑二所ト云
將軍ノ御官ヲ持ツ役人ナリ
 えり
 一 御鑑着御旗差御調度掛御衣袋指以上は御役ハ以後
 書を撰ては御官あるよりて武士の面目より御也東
 鑑をよみて知るべし

大イヒスウ
 一 隨兵と云ハ將軍家御拜賀の御番問御拜賀トハ御官位ニキ
のハ礼を殊裏ト上ト云
云御番問トハ禁裏
へ入あるを云 又ハ御社以番御番此村又式正行列をい
 ころし村名ある武士幾十騎も幾る騎も甲冑を志して御
 供すのを云何と騎る也外の御供の面ハ水干垂垂狩衣
 素袍等の装束也隨兵ハ主君を守護志する役も御甲
 冑を志し弓矢を帯して御供する也猶細細の御子隨
 兵ハ三徳を兼ふ侍する者必し役も修む
侍トハ
御を云 三徳と云
フダク 侍代乃勇士代ト武
勇あり 弓馬の達者容儀乃御女容儀ハ侍のくさう置ぶ
リニ御女ハ生付るか
ウトキ 侍代といへどもは護る御ハ警衛の特あり用意あり
 右頼朝の御東鑑巻廿三より見えり

孔子ノ字履者
テハヨリレトヨ
△異音ニテハ
トヨ△

孔子の役と云ハ殿中少正 正月評定始の時評定方は法役人列
唐一將軍家も出御ありて評定始の規式ありて時役人
闡を云々闡はありて人評定の祭言ありて闡を出る人
を孔子の役にも闡の役にも書也孔子ハ闡の字を二字書て
之迄の事まで外子細々あき事也闡を孔子と書てる例明
月記室町記東鑑等にも云々あり闡と書てる所もあり
用は城ハ孔子の二字をくくしてあり
コウレトハよりあきあり

一 闡を孔子と書てる例古書も多し 定家卿の明月記 貞永
二年正月廿一日昨日小弓 東馬場殿ノ庭
内府大将名語 以孔子賦分左右勝方左
又云文曆二年十一月三日興心房語給實有右兵門尉が軍通

能徑光殊請撰孔子賦ト筮 ○東鑑卷四十七 康元二丁巳
八月廿二日 曰大慈寺

供養曼奈羅供大阿闍梨等事有評議 中畧 四人以孔子賦被

定 云 ○東鑑脱漏 元仁二年乙酉
三月廿一日 於御所取孔子致經營結構引出

物等 云 ○室町記卷二 應安五年
正月十日 曰御評定始 中畧 孔子津戸左近

將監 是闡役
人ヲ云 又 應安六年
正月十二日 御評定始 中畧 孔子諏方左近將監又 同七年
正月十

日 御評定始 中畧 孔子飯尾右近將監 安外毎年
孔子トアリ 又 應安五年十一
月廿二日 次御評

定被始行之 中畧 闡子飯尾右近將監 安外ハカリニ
闡ノ字ヲ用ル 右乃孔子ハ何レ

毛闡ノ事ヲ孔子ト書タル也孔子 漢音コウレハカリ
異音クジ 假字也

一 國司守護領家地頭の事國司と云ハ禁裏より依付て
公衆を諸國へ下レテ其國への惣支配をす人云云

委細ハ官位ノ部ニ記

守護と云ハ將軍家より分付武士を諸國へ下シテ其國ノの惣支配を爲る人を云領家と云ハ諸國の内ニ家衆の領分ニ支配人云地頭と云ハ武家の領分を支配する者を云古ハ國司領家ナリ也守護地頭ハ無ク也鎌倉朝々乃村より守護地頭を始りし至太平記卷一武家より公家を茂ナシなりと云ハあると云ハある也所ハ地頭つよくして領家ハよそく國ハ守護重くして國司ハ輕く也朝延ハ年々小衰ハ武家ハ日々以盛也云

一後者ニより人の名一つこの事也至人ハ後者といふ義也歌書草紙物語ふどはすさあると後者あり

一御弓場始の時念人ト云ハ射事の肝煎也肝煎トハ世傳ヲヤクト云フ即射事

乃奉行也東鑑ハあり見タリ念人ト云事上古禁中射禮踏弓カキ見タリ新儀式ニモ見タリ

一今世書役の者を祐筆と云祐筆ト書ハ非也右筆と云ハ右也右筆ハ事書札の部ニ記スる略

一兄部コノカキ成書力者ト長也トアリカ者ノ事前ニ記ス鎌倉年中行事

事公方様御飛向之事中畧兄部ハ御長刀ヲ持二邊ノ御力者柄長ナカヒヤヲ持トアリ於ハヒシヤクナリ

一仕丁シテウト惣人ニのめしシ人夫ニの事也下部シの者也仕シ人夫ニ也丁テウハさう人ニのめしシ年齢サカシ壯シ強キ者ヲ云カ老衰ノ者ハツカハレヌ也

國半國惣支配をする人を半守護と云あり一ヶ國の惣支配する人ハ守護と云あり

一家司ケイジ後ハ公家庶の家老の役を云多教以元服記家司後と云事見そり

一引付方奉行ハ引付庶乃事也評定庶の下司あり政所ハ出時々の日記を記一古例等を書留を云惣

一引付と云ハ其時の日記也引ハ後日の從授ハ引附ハ為事書留也付ハ記一付也評定の次方を帳面書目と云く後を引付庶と云あり

油持アブラモチと云ハ公卿参内社番等此行列を記一ハ所ハ油

持とあるハ車の軸ガシを子履コジ油アブラを持り行く役人也油と云り書たるもあり

一出車スイレヤレユウ衆乃事車に乗後アトより御仕ある人ハ車を借給て至乗人ハ出車衆と云乳河原勸進猿樂日記上極云上極

伊勢守ノ妻ノ

所所指 御輿也出車衆 數多御座而日度云 土車衆トハスイレヤ

ノ衆ト云スイレヤレヒトタマヒト ヨムありひとたさいハ副車ト書倭名

抄云漢書注云副車 曾聞久俗云比度ト 後乗也又花鳥御座ニ

土車チクルマをハ公方キョウホウあり熊クマと云れて人ハ給ふ也人給ふ

たしあり

一公方人コボウニシ公方者コボウモノの事公方人とは御格勅カクゴ同朋ヨリ上トトル人の事あり公

方者とは御力者御雜色をとりつりと鎌倉年中行事カクゴに
ありあり

一御さうら公方ノ右筆ノ事条々圖書云御さうら公方右筆

御さうら年中定例記云御さうら公方ノ御返しの物を

御さうら御さうら公方極右ノ御後をとりつり是を御さうら

御さうら此御察摸也御さうら公方の同朋は八千足也

又云御返しの御さうら御さうら御返しの御さうら御

御さうら物献上あり御返れは御さうら御さうら御さうら

御さうら公方極右ノ御返あり御さうら也是ハ公方極右ノ

身ヲ取さうら御さうら也依リ此役を御摸トす也御さうら物

御さうら御さうら也右筆ハ御さうら也

一己ノ右筆ノ事同記云御さうら御さうら御さうら御さうら

御さうら御さうら御さうら御さうら御さうら御さうら御

御さうら御さうら御さうら御さうら御さうら御さうら御

一御さうら御さうら御さうら御さうら御さうら御さうら御

御さうら御さうら御さうら御さうら御さうら御さうら御

御さうら御さうら御さうら御さうら御さうら御さうら御

御家ノ御さうら御さうら

一 御土奉行力事旧記より文明十二年正月十日之款

長卿記云室町殿年始御冬内勸修寺大納言御土奉行云

年中恒例記云御土奉行より右力筆方お内共人御先之

伺ふ仕り庭上と皮をききあはる云々若く御堂系の時

御土奉行より密書を寄りしものありしを御土奉行のまじり

を人をもきしやまはれ刀をききしものありしを御土奉行のまじり

云御土奉行より今世より御目付取ありしものありし

一 御土奉行より女房此事旧記に此名目所見ありしものありし

と云役名堂上よりありし御土奉行の誕生乃御土奉行の乳人御土奉行と

よりありし御土奉行の乳人御土奉行の誕生乃御土奉行の乳人御土奉行と

よりありし御土奉行の乳人御土奉行の誕生乃御土奉行の乳人御土奉行と

よりありし御土奉行の乳人御土奉行の誕生乃御土奉行の乳人御土奉行と

よりありし御土奉行の乳人御土奉行の誕生乃御土奉行の乳人御土奉行と

一 近習より事古来よりありし役の名あり甘露寺親長卿記云

文明十七年五月廿三日近習より輩打方より一番底より五番底云

二番底より三番底より打方四番底より存子細今度不撥又長享

三年三月廿日大樹自江州帰御先陣近習一二三番底云

御小袖評定所供奉云々近習より五番底云々云々あり天

和三年七月廿五日御條目近習并諸奉行云々云々近習より

常憲院御一代より仕り御役より在りて若狭若狭重政氏

近習也

一觸口之事 走取故実云永録三年二月六日御参内次觸口

四人一人もい さきを指 是ハ走取の内御法を同松の御法を觸くと

定められた事ありあり慶長九年

台徳院極將軍宣下御紙賀御行列ハ書云

一番 つれいさり 一人一人 いれいさり 一人一人 いれいさり 一人一人 雑色の事あり

ありあきや 御當家ハ走取あきあき若雑色をい

ろく唱れ也

一執事代事政所方引付云明應三年政所寄人誦方信儀也

貞通引付於于時執事代云又政所執事代干時松田丹

進考執事代ハ兼
少公方御方ハ休
引付云云事あり
日ノ紀云文明一
十年十月十六日

通所執事代事
作身且執事代物
礼ハ太刀を上げ
賦文をて走取と
事あり

後守長秀云管領一人ヲハ執事トイフト鎌倉年中行事
見たり 是後ノ一ハトハ
愛領ノ内當職ナリ 是を執事代を考れハ政下より出る人の
則て日の管領を執事代と定む事あり

一年寄家老宿老雜掌何誰代事貴殿 伊勢守
貞春 御書案雜云細川

及年寄山名及宿考一色及同断云 同書云伊勢守代何とも云康富日記康正元年十
一月廿日召文條伊勢守代有家政不代行久云 衆武

衛家老山名及宿考一色及同断云 然其ハ三職ハ職の形ハ

因者ハ年寄共家老又ハ宿老と唱へ也其餘之家ハ雜掌也

又ハ何れ誰代と唱へ也被管る別也

一高家之事 京都將軍家之比高家云各自ハありあり也

舊記に名えす御當家あり元和元年より高家を定む

良ね〜のあやもや元和元年に為家と初りハ大澤共於大
輔基宿吉良上野女義弥大澤右京亮基重以三人と作村
初り〜と名をあり

官位之部

官位の部に附く事は公家の事と云う事也 此一段武家の事

一 官といふも職とも名禁中より勅も役候の事也 官も職も同一極

あやもやあねども〜の官と云ふ官舎あり今武家ありいも 役候補の事

也 役候をたうあへて勅もを官と云 役候補ありて勅もを職

と云大膳職修理職あは職の字付これとも役候ありあは

官也此の外にさきをもつてまぐさ也 上古より大内裏と云 掌

も候セバくチイサいキヤくキヤ役候ありあはも形〜官もその名をとりり 職あり

樹ト云ハ座居ト
五事也座ノ字ク
ハトヨム座ニ居
ル次也法也

位イト云ハ禁中あり列座あり時座ありの事下を云る為の法

也一位ハ一番め座二位ハ二番め三位ハ三番め座すの法

子定イト云る事也位階イト云る位事也

一官を任付を任ずイト云兵庫イト云伊勢イト云任ず

あイト云敷也職を任付を補イすト云侍不別番を補す

る截人頭イト補イするイ補人所の役イありあイト云敷也

一位を任付を叙イするト云正三位イト叙す正五位上イト叙す

るあイト云敷也始イ後イ正位下イト叙するを叙爵イト云也

一權官イト云ハ權大納言權中納言又ハ何イハ權助權頭イあり

云イ也權イト云る是イ人数の外イト云る人数を任

ト云任ずるを權イト云る也

一兼官イト云ハ一イト云二イの官を任イ一没勤イト云

一前官イト云ハ前イ大納言前陸奥守イト云る也イハ大納

言の人イ大納言を辞退イト云位イト云る官あり時前の大納言

ト云也外の官もイト云る也イト云る也

散位イト云ハ洲冬儀イト云る右イ前官の事イト云る也イト云る也

一官位昇進イト云官位イト云る上の官位イト云るのみイト云る也

進イの字イをイト云る也

一越階イト云位イのイト云る也イト云る也

がイト云る也イト云る也イト云る也イト云る也

のちの順也然るに正四位下より重後六位叙し正四位
上を飛越しそののちをさす也此外もさすべし初一之位は

次第左の如し——三十階あり 階ノ字ハミダチハヨロナリ位ニホルハ
ミダチナリヲのちミダチナリ

正一位 從一位 正二位 從二位 正三位

從三位 正四位上 正四位下 從四位上 從四位下

正五位上 正五位下 從五位上 從五位下 正六位上

正六位下 從六位上 從六位下 正七位上 正七位下

從七位上 從七位下 正八位上 正八位下 從八位上

從八位下 大初位上 大初位下 少初位上 少初位下

右の如し正一位の正の字神の位の時すくすく人の位は時すくすく

正二位以下も同し

一叙留と云ハ官位ある人一候上の位クワイのありて官クワイハ人の如く

多きを云位クワイより多くて官クワイのありて多也

一相當と云ハ官位ハ位と定りて官位と位とカハ重さ重さのつらむ

を云也重き官位も重し輕き官位も輕し是叙相當と

云也重しは太政大臣ハ正一位從一位左大臣右大臣ハ正二位從

二位大納言ハ正三位中納言ハ從六位ありて官位と位と相應の定

るを云也

一贈位贈官と云ハ死シする人其位を以て作付を贈位と云官

を以て作付を贈官と云贈ハをくくすよむ字也死くは官位

を送る終也

一 官の役目法とめつゝを職掌と云

一 一品二品と云ハ親王の階位也一位二位と云ハ同ノ事也

も親王の階位を六親と云ハ下位を六位と云ハ親王と云ハ天子

の階二男三男又ハ御見分ハ親王と云ハ号位也皇太子也

一 除目と云ハ官を任ぜしむ時の政事也正月ハ縣令の除目

ハ諸國の丞を任ぜしむ秋ハ京官除目と云ハ京官を任ぜしむ事也

又修時除目と云ハ修時を任ぜしむ事也

大臣ハ除目の時任ぜしむ節會を行はしむ也大臣

會と云

縣トハイ十カノ
事也諸國ヘソカ
バサルハ因司ヲ
伴有ルハ故アカ
タメシト云

一 叙位と云ハ正月五日六日の比ヨ行ハル事也人々ハ位を以て任付時

ハ政事也近代ハ叙位除目と云ハ終了行をわす

一 節會と云ハ天子ハ御前あり下位ハ御所あり

御酒宴あり元日の節會白馬の節會踏歌の節會豊明

節會立后の節會立坊節會任大臣節會あり

あり其祝式ハ西宮紀北山拙江家以テ公事根源後醍醐天

皇年中行事あり云書ありありあり

一 上卿と云ハ大臣中納言の内何者も中納言の公事の奉行

を勤む人を云ハ上卿と云也

一 内弁外弁と云ハ禁中公事を奉行する日の奉行を内弁と云ハ

多々羅向茶云上
卿トハ大臣奉行
ノ公事ハ大臣ヲ
上卿ト云ハ中納
言奉行ノ公事ヲ
ハナ中納言ヲ上
卿ト云其日ノ上
首ヲ上卿ト云
○史記周本紀曰王

亦り上卿の事也外并ハ内并の次より内并の子位と云ひをす
侍役也其も常よりあるは當り計り也

一長橋局ナガハシツボ子と云ハ勾當内侍の事也女中也女中ハ内侍司ナイレシツカサと云官

あり天子の御側より勤む役也其より尚侍ナイレシツカミと云その次を
典侍ナイレシツケと云其次を掌侍ナイレシツセウと云この掌侍ハ四人あり四人の内第一の

掌侍を勾當の内侍と云勾當内侍の居るは役所の名を長

橋局と云残三人の掌侍ハ上ハ氏を付けた源内侍藤内侍

と云也四人の内後よりありしを新内侍と云勾當内侍勅チヨク

りしハ人々書出り文フミを女奉書ニヨホウシヨと云沙門シヤモン醫者イシヤ等の官位

より勾當内侍の次より上卿ハ傳ツタへる也女奉書の事

内侍宣ナイレシツノノトとも云也
内侍宣ヲダイシセト云フハ
又別ノ事ナリ末ニシラス

一攝政セツセイ関白クワンハクと云ハ二の名也先攝政セツセイハ天子御幼少ミコノシラ又ハ女帝ニョテイ

関白ノニ字あり
クワンハクナリト云
ハ天子の政事
を掌りし事也

少くは唐の時ハ大臣テイジンと云人ありしを天下の政事を
行へる人を云也叔父チチ幼少ハ天子十五の年よりありしを
勤チカむ十六の年よりありしを其役をやめて天子ハ自政

事をなす行ひありしを其時於又ありしを其時於又ありしを

天下の政事をあつて其事を関白クワンハクと云也其時一重イツカの宣下センゲと云
唐の時の次よりありしを其時於又ありしを其時於又ありしを

関白クワンハクのものを一イツの人とも云也天子の年十五よりハ攝政セツセイと云其年
十六より関白クワンハクと云勤め方ハ同一事也

上卿とは任官の
考は大勢に
の役人を合す
多すの時一
の上首を上卿と
す

一 口宣クセとは任官の時以て若し何の官に就かば論名を調て電せし

職事シキジの方より 職事トハ職人 職の字あり 上卿より下知する状を口宣案とす也

一 宣旨センジとは右の如く職事上卿より下知する時は宣旨の類を以て上

卿より外記より下知する状を宣旨とす也

一 綸旨リンジとは右の如く上卿より外記より下知する時は宣旨の類を

受て書て出す状を綸旨とす

一 位記イキとは官位の澄文の松成物也任官の考は大臣を初る其

う里に役人列座して評議するものあり一席に一人を寄合する摂政

関白左右大臣大中納言辨あぐり云役人の名を書き列をす

つら代人ハ以て功勞よりつら代官より任付とす事を書つる

を位記と云は巻物也天子の御未平也

一 宣命センメイとは天子の號より人を告げしるに依ての書物

也其宣命をより受りしる彼くを宣命使とす

一 准后ジュンゴとは准三宮と云も同し事也天子の御祖母を大皇

太后宮と云同御母を皇太后宮と云同御妻を皇太后宮

云を合す三宮と云也大臣あどの人後天子は號しめ

つら右の三宮は准せしる事あり三宮は准せしる事あり

位を准するものあり右の三宮のありは禄は准せしる也

三宮のありは禄の禄を授りしる也

一 院インとは仙洞センドウとも同し事也天子の位を授りしる

丁御殿君あるはうらをり也女中を女院と也女院ハ天子の御母也何門院と云号を和らりぬふ也皇嘉門院

一東宮とも皇太子ともハ天子ハ御嫡子ハ御家督を継皇嘉門院

び申ふべき也方なり也又ハ坊ともハあり春宮とも云皇嘉門院

一女御ともハ天子の侍てり也後ハ中宮后宮ともありぬ也皇嘉門院

御書あり后宮ともハ中宮ハ后宮より下也中宮とも云

御書也桓武天皇此御時より中宮后宮とも云を起す也

以ハ中宮ともハ后宮の事なり一ツありとも也

公卿ともハ攝政關白太政大臣左大臣右大臣内大臣外大臣あり

大納言中納言散一位并三位以上の人ハ卿也皇嘉門院

位よりハ卿とも也又大臣ハ卿ともハ公卿ハ大中納言冬は

散一位并三位以上の也皇嘉門院又卿相とも云也皇嘉門院

卿とも云散上人をハ雲客とも云

一殿上人ともハ四位五位六位以下ハ昇殿ハありぬ也皇嘉門院

殿を申さるハ昇殿する人ともハ殿上人とも云也

一昇殿を申さるとハ攝政裏の御殿の上へ申すを申さる也

云昇殿申さるは白砂の席也又昇殿ありぬ殿

上の間ある小板敷申す事なゆさる也皇嘉門院

一堂上ともハ昇殿申さる人云地下ともハ昇殿申す

はさる人云堂上ハ申さる也皇嘉門院

一遷任ヒシとも轉任テシとも云ふ別の官ウチあり事也位勢也

一將軍宣下セシとも征夷大將軍の官を以て付事也

一禁色宣下キンシキとも装束に禁色を用ゐる事を以て禁色と云ふ也

禁制の色也深紫深紅を上古に禁色と云ふ事也中

占以素織物の装束を用ゐる事也

云但束帯は附着す袍ハコとも装束に縹ヒナ織物

あれども是は御免の由にあり定りて是物也

一禁色は事枕草紙オホナラシ云六位の藏人サクラを以て

ねいキと忌避キニありとも云ふ事也

あまキと云ふ事也

書キ云ふ事也

其のキをりキと云ふ事也

されキとも山乃井の大納言トナリを以て

のゆゑに禁色あり

一兵杖宣下とも兵杖とも兵具の事也大刀ヒヤウも

もハ大刀を以て考夫を指し彼を以て隨身を以て

を以てさすを兵杖宣下とも武官の人の以て

を以て也文官の人の御免ありはは

関白クニありハ大将を兼めざるハ隨身を以て

也太上カミ天皇ミコ天子の御免位をハ天子より隨身

を付奉る也

一隨身と云ハ左近衛右近衛の官以下役は將曹府生番長

近衛あり云役人あり此役人何れも手をもち胡録を

肩かた刀をもち大將中將少將に付あつてを隨身と云

左右衛門督同左左右兵衛督同佐ありもめつ也

一文官武官と云の禁裏内外のお護をてて武道よくするは

を武官と云左近衛右近衛左衛門右衛門左兵衛右兵衛

左馬右馬兵庫かどの類皆武官也大臣をもちめ武官と云

きハ何れも武官也

一御即位と云紫宸殿と云此殿へ皇子出御まりて天下

のく系初を親政をいへて天子の御位ははきあを云

一踐祚と云御世をいふ也皇子内へて御位まつまの

あを云踐祚といふをいふもつむとよむ即位ハといふも

よむなり

一大嘗會と云御即位の日を日本の神々告げあふ此神事

あり神事申して行をせし也大神事あり

一國母と云天子の御母をいふ也

一天子の御身を玉趾と云御類を天類とも龍類とも云御心を

天儀と云御言言を宸襟と云是れを敵と云感と云

を敵感と云御立腹を逆鱗と云此勅書を勅勅と云物

を御後所を敷覽と云御病を御惱と云御裁許を天
裁勅裁と云御免を勅許と云作を論言と云又勅詔と云
又勅命と云御盃を天盃と云御死を崩御と云以忌中
を諒闇と云御壽命を室筭と云御位を室祚と云御出
を行幸と云仙洞へ御出を朝勤行幸と云御還を還行と云
他所へ御りゆを遷行と云御自筆を宸翰と云宸筆を
勅筆と云御座所を玉座と云御所を禁中禁裡禁闕
鳳闕大内内裏と云内々ぐりも云假令免御座らぬ所を
皇居と云御旅宿を行在所と云御輿を風輦と云御車を
聖駕と云御寢所を夜御殿と云御基所を基盤と云

朝餉ハ御膳ヲキ
コレメニル座云
ナリ

御膳所を朝餉と云御食物を供御と云女中執部を御所
と云御亭を鈎殿と云御番を勤を宿直と云當番日を上
日と云御あそびを御遊と云宸遊と云御馬を龍蹄と云
物を御上を奏聞奏達と云禁裏へ入るを参内と云官位
の御禮御上を拜賀と云

一院と云天子御位をのぐれをふを也又ハ太上天皇太上帝上
皇あど御所をハ院の御所仙洞仙院あど御所
中の事をハ院中洞中あど云院御座ら成時當今後代の天子御
位をのぐれをハ新院と云御所をハ本院と云御所
院を御院と云院の御所を兼て文子書々を院宣と云

御使を院使と云御出を御幸と云

東宮トウクウをおも春宮トウクウと云東宮乃御初を文子書を令与と云

親王后宮あとのも令与と云御出を行啓と云物を下也

を啓すと云又啓達とも云御書を御县所と云

一攝家ハ攝政セツケ園白エンハクある家也天子此家老の家也清花セイカと云

攝家セツケは攝政園白ある家也天子此家老の家也清花と云

也大臣家と云ハ大臣ダイジンある家也さきと云大将を兼とのハ

ある家也名家と云ハ儒学の家あり辨官ベンカン藏人頭ゾウジンある家也

諸大夫家と云ハ諸シヨ家あり四位五位を極位ゴクイとする家之極量

よりりて大中納言オウチウナクワンと云ぬれは地下の家筋也

一位階イイチカウと云ハ位イの字也階カウはきざしと云む位ハ正一位より少初

位下イゲありはきざしは下あり故也

一京都將軍時代の書は官途カンダとあるは書官の字也但諸家の

史録シエリクの事コトをハ官途カンダといふと云る也官途史録とあり

一受領シユレイと云ハ國司の字を云武藏守伊勢守ありの類也

一左衛門右衛門サエモン右衛門サエモンの字をうみと云ふは也又うと

云左衛門サエモンの字ありと云也終殿と書てうと云ふはと云

左衛門サエモン終殿シユエムありの人をうやまひてうとの字のと云也

一兵部太輔式部少輔ヘイブありの太輔タホをうと云ふは子細あり

一源氏長者チヤウシテと云ハ源氏の内より官位クワンイをき人ヒトを源氏長者チヤウシテと云源氏チヤウシテのチヤウシテ限りカハす藤原フヂノハラのチヤウシテ橘チヤウシテのチヤウシテ平ヘイのチヤウシテ官位クワンイをき人ヒトを何氏ナニノチの長者チヤウシテと云也ナリ天子テンシよりチヤウシテ以ヨリ名ナあり也

一淳和院ジュンワノイノ特トク學院ガクの別當ベツドウのチヤウシテ以ヨリ二ニの院イノハ源氏チヤウシテの學文ガク所トコロハ名也ナリ源氏チヤウシテの長者チヤウシテと云人ヒトハ學文ガク所トコロの支配シヤクもチヤウシテ別當ベツドウと云將軍家シヤウジュンノカハ源氏チヤウシテの長者チヤウシテと云より淳和ジュンワ特トク學院ガクの別當ベツドウあり也又學館院ガクノイノと云ハ橘氏チヤウシテの學文ガク所トコロ之後世ノチノヨ堂上ドウジョウの橘氏チヤウシテ也一依ヨ橘氏チヤウシテの長者チヤウシテあり後世ノチノヨ九條クウジョウ學館院ガクノイノ別當ベツドウ也成ナリ也梅家ウメノカの社家シヤケもハ橘氏チヤウシテの九條クウジョウ學館院ガクノイノ付ツキ隨ツ官位クワンイの願ノゾミをチヤウシテ依ヨ九條クウジョウ橘氏チヤウシテの長者チヤウシテの如ノトシ也

九條殿ハ後系氏あり

一今時イマトキ武家ムケノカの輩ノヒトハ位イをチヤウシテ四品シホノヒと云チヤウシテのチヤウシテ也ナリ位イをチヤウシテ云チヤウシテびチヤウシテさチヤウシテりチヤウシテ也ナリ親王シンノウの位イをチヤウシテハ一品ヒツピン二品ニツピン三品サンツピンと云チヤウシテ無位ムイをチヤウシテハ無品ムヒンと云チヤウシテ諸王シヨウノウ諸臣シヨウジンの位イをチヤウシテハ一位イチイ二位ニイ三位サンイありと云也ナリ官位クワンイ位イ令イ義解ギゲと云チヤウシテ親王シンノウ稱品シヨウヒン者ノヒト別ベツ於オ諸臣シヨウジン也ナリあり親王シンノウの位イをチヤウシテ品ヒンと云ハ諸王シヨウノウ諸臣シヨウジンの位イをチヤウシテ是コト也ナリ然シカドモ今武家イマノムケノカの位イをチヤウシテ以ヨリ品ヒンと云チヤウシテ習ナラ多オホシ世ノヨの風俗フウゾクをチヤウシテ隨ツ也ナリ

諸王ハ高見王トイハルナリ

一今武家イマノムケノカあり宰相サイヤクと云本名ホンナハ參議サンギ也宰相サイヤクハ參議サンギのイ名ナ也ナリ關東クワントウの人ヒトハ宰相サイヤクとあり稱シヨウと云チヤウシテ冬フユ議ギと云事コトをチヤウシテ知チぬル也ナリ一如イチヨ木キと云チヤウシテハソヤチヤウシテ者ノヒト也ナリ白張ハクシヤウをチヤウシテ穿キてチヤウシテ公家クウケの供ツケをチヤウシテするチヤウシテ者ノヒト也ナリ

一如イチヨ木キと云チヤウシテハソヤチヤウシテ者ノヒト也ナリ白張ハクシヤウをチヤウシテ穿キてチヤウシテ公家クウケの供ツケをチヤウシテするチヤウシテ者ノヒト也ナリ

西三條装束抄云
退紅白丁是等ハ
下部ノ着物也笠
持者持等ノ着物
也退紅ハ能家ニ
具スル也義教公
大將御拜賀次元
云退紅仕丁

東鑑卷二建武
三類朝ノ委狀云
履雖類朝身有其
答之時若自公家
何無所少也哉
今以被及傷穿主
法師之忿怒奈奉
警公家罪是皆禁
裏ヲ指テ公家ト
云ナリ
後勇羽院宸記ニ
其時ノ天子順德

履ツカ傘カサあどを指し役也白張ハカリキヌと云ハ白布の袴ハカリキヌ也如木退紅タイコウと云

日義教公御元服紀白張ハこそぎりて木のゆいと云
かみり如木ト云ふもあり

退紅タイコウと云もいやしき者の服也退紅タイコウハ桃色ハ深ハ白布ハ乃

袴ハカマ也それをもあふ退紅タイコウと云也又色赤ハ少ハ黒ハあるに

あそねハ真の退紅タイコウハあふ退紅タイコウ也履傘ツカカサあどを指し役也

退紅 延喜式ニハアラフメト訓
江家沢ガハ荒除トアリ

一 公家キミハ本ハ禁裏キンリを穿キテ云也今時公義キミト云ト同一公家

糸イトト云ハ禁裏キンリの糸イトト云也 禁裏キンリヲ公家ト云ハ將軍家ヲ公方ト云ニ同シ
皆自稱ニハアラヌ下ヨリ上ヲ云フ詞ナリ

一 位署書イレコカキの事書シれハ部ベ子シ多タす

侍讀ヂトクハ天子テンシニ御學文ミガクミを指しシキハるを云也其公キミヨリ學文

一 所事シヨウジヲ公家キミ
ト云フマヘリ

一 ひとあしぬ管轄カンカツの道ミチおシキハるを侍讀ヂトクトシテ云也

一 一人ト書シテソレハ人ト云ハ天子テンシの御事ミコトコト也ソレハひとあしぬ

閱白クニシロの事コト之ノひとあしぬを人ヒト數カズを云ハる詞也

一 官位クワンイの公家キミハ官職クワンシヨク秘抄ヒシヤウ又職原シヨクノハラ抄シヤウ又百寮訓ヒャクソウクン要抄ヨウシヤウあり

らあり何れも板行イタナリト云フ書物シヤクモノ屋ヤあり名ナ也

一 轍員ニギキト書シテゆユハいハいハよヨむム也ゆユきキ多タよヨむムハあアやヤありあり

ゆユきキおオひヒト云フを異ヒト云フゆユげゲト云也轍員ニギキトハ左衛門サエモン右

衛門サエモンハ吳名ミナミナ也左右衛門サダサエモンハ弓矢ユミヤを帶オビテ禁裏キンリの御門ミカドを

る役也轍ニギキハ矢ヤを入イル物也轍ニギキを負オシテ役シヨクあり轍員ニギキ佐轍員サニギキ

尉ニギキありト云也 ユケイヲ今ユキエト云フハアヤマリ也

一 廷尉佐と云ハ檢非違使佐の唐名也

一女官と書テおよくをんともむ村はきんぐて標中より之をもる女
奉り人の事之よりうらうらんと長く引テいふ所ハ刀自トビの刀自ハ禁中
女の役也

下ふと川女の役の名也

一 傳奏ツクと云ハ事をなりびら天子へ上るを云也武家傳奏

云ハ武家の用事をなりびら天子へ上るを云也

一 幕下カといひ又幕府カと云ハ皆將軍の異名也將軍ハ幕を張リ
幕ノ字ナリ幕ヲモ用

其内は居る故也幕下ハほくのもや之幕府の府此字ハ役
所ハ心也又麾下カとも云麾ハ大将のあは持物也日本と云

ざいのかせざいのもいふ云か也ざいを持る居る所を云あり

今旗本チノノと云も同き也但旗本ナリ云ハ
大将ノ進目也

一 柳營リウエイと云も將軍の御所を云也唐土より昔漢カンの代ヨ周亜史シムア

と云大将軍あり合戦より出テ細柳コウリウと云まは陣を張りあ

て居たり是れ時の天子漢文帝細柳に御出たり諸軍勢た

安否を以るものしをりあま外の陣屋ふて天子の御出

たりとてあまにをひき出たり御目見たり周亜史が陣

屋よりあまは門をわたりすきひく用かへ居たり

天子の御出あまにをひきとよをりてあまりたり門

後には御出たりまると天子の御出たりもいふり門をあ

るありりさす大将よりいふ門をひきりしとてお

一外記ケイキと云ハ禁中ケイチュウ太政官タウテイカンと云役所の右筆ウデノシテの預也

一官勢クワンセイと云ハ右の外記ケイキの下シタに左大史サダシ右大史ミダシ左少史サダシノシ右少史ミダシノシと云

右筆あり二人之内ウチノ右の左大史サダシのウデを官勢クワンセイと云あり今ハ左

大史一人ありウデを任生官勢ニシキクワンセイと云也

一警蹕ケイシツと云ハ天子出脚テウキョクの時トキ先サキをシ也シ御殿ミド内ウチ

ありシ外ソトに出イデの時トキも警蹕ケイシツありシ也シ御殿ミド内ウチ

天皇ノ日中行事ニチチュウコウジを見ミえシたり又古コのシ也シ御殿ミド内ウチ

らシ也シ御殿ミド内ウチ

ありシ也シ御殿ミド内ウチ

蹕シツをシ也シ御殿ミド内ウチ

の物モノもモ御殿ミド内ウチ

後世ゴセにシ也シ御殿ミド内ウチ

是故ココ実マコトをシ也シ御殿ミド内ウチ

ひシ也シ御殿ミド内ウチ

先供サキキのシ也シ御殿ミド内ウチ

也シ御殿ミド内ウチ

一文位イチブンイ勲位クンイと云事コトあり文位ブンイと云事コトの正一位テイイチイ從一位ジュイイチイ以下イカの位

の事コト也勲位クンイと云ハ勲クンハ勲功クンコウと云軍イクサありシ也シ御殿ミド内ウチ

勲位クンイハ勲クンハ勲功クンコウと云軍イクサありシ也シ御殿ミド内ウチ

勲位クンイハ勲クンハ勲功クンコウと云軍イクサありシ也シ御殿ミド内ウチ

令ニ誣ヲカヘタ
ル書アリ令裁解
ト云也板行ニア
リ又集解ト云モ
アリ是ハ板行ニ
バナシ

勲一等の人ハ正三位の下從三位の上ニ爲居す之勲二等の人

ハ從三位の下正四位上の人ナリ上ニ爲居す也此次分ハ委細

令ニ云書の内乃官位令ト云部ニ記シテあり見テ知テ神

皇正統記ニ云 北畠准后 親房卿依 上古ハ勲功ありて官位ニすむ

テウリキ業の官位の外ニ勲位ト云一名を立テ一等より十二等

ありあり位位の人あり勲功たうて一等より正

三位の下從之位の上ニ流しあり一と云名え入り又位あり

人ハ一書を兼てりも有る云 云 本位トハ文 位ノ事ヲ云

一 天子の御寢ありてをみり一といひ記さるるを以て

いふ由也其時衣の如く女嬬御敷の内を云れあり

みり一と云夜に入テ御格子を御あり一と云寢あり也此

よりいひこまありと云の也又御寢を御ありと云り一と云

いふも 御敷の如く 大敷子引らりあり 女嬬ハ女の 役の名あり

一 内侍宣し書テ ダイジセン 如は二ツのよろし テ かくも也官位を

ハ係付ハ外記、史内記あり云役人のうりもこの也 是ハ藏人

頭り上々 上卿の如 下知一と云決別し 前ニ記ス 不中知スル也然るも内

侍室ト云ハ藏人頭上々ト云ず ト 其 シキ 藏人方の御納小

舎人ありと云役人 ト 下知 ト 城内侍宣と云也 是ハダイ 又 ト

は ト 記 ト 長橋局より書テ出ス ト 女奉書 ト 内侍宣と云也 是ハ

ト 云也 ト 官職雜義 ト 云々 ト 云也 ト 云也 ト 云也 ト 云也 ト 云也

藏人ノ唐名ヲ侍
中内侍ト云

卿相ト云モ公卿
ノ云也

ハあそく三公九卿ト云也早竟ハ公卿ト云のを唐めきり

云詞也

日本ニテハ三位以上を省く卿トリ少クハ中ニテハ一ツ位以上

月卿雲客トハ月卿ハ公卿をさし云雲客ハ教上人を云禁

中を天よあそく天子を日よあそく存の如く也禁中

乃御教の事を雲の上ト云公卿教上人を御あそく雲の上

人あそく云も皆天よあそく云也

一上達部トハ教上人をさるあり

一百官ト云ハ禁中の事也禁中ハ百官此唐をさる也ハ百

官ト云也

百官ハ云ハ禁中の事也禁中ハ百官此唐をさる也ハ百

一内ト云ハ内裏のみ内裏大内禁裏禁中禁闕禁廷朝廷をさ

云皆此の事也又鳳闕ハ九重ト云也

一朝廷トリ朝恩天子の恩朝政天子の政朝議禁中ニテ事朝敵天子の敵也

朝ト云ハ禁中をさる朝の字をみり也

一帝王皇帝天皇主上一人皆天子の御事あり

一東宮春官坊儲君太子皆天子の御嫡子也此事あり又皇太

子ト云ハ御世つぎに定めぬ御諸君小つげ御事あり

儀式をさる行々を立坊節會ト云此時太子は侍ス役

人をも定め御役人を坊官ト云

一新嘗會ト云ハ年々新嘗を祀る事あり此也御位つぎ

のひて初行々を大嘗會ト云也大神奉也

親王の位も保平
らじの姓ヲ出
人臣のありぬ
の事也

一 遜位シロクハ天子の御位をありてなきあをる之遜位と書て

良ぬをありてなくしよむあり讓位乃事也

一 公車クワシト云ハきづく禁裏内々よりおとありの御儀式キシキコウヨウ公用

の物名也今時武家ありてサウロシ論を公車ト云ハあやまり之車

論をくしと云ハ口事ノ字ありて

一 諸王シヨワト云ハ皇ト云ハ高見王タカミノミ高望王タカノミ経基王ノボキノミあじの親を云

天子の御子ハ親王の号を御免ありて親王ト云其親王の御子

を諸王ト云て以名宗の下ノ王の字を附てしあり是天子

乃御孫也又ハ天皇ト諸王也人臣ト下ノありぬを氏を修り

て姓を名系すあり

一 内親王ウチノミコト云ハ天子の御孫ハ親王ノ号ハ多事ト云

一 法親王ホウノミコト云ハ天子の御子ハ出家ありぬは方親王の

号を御免ありて云也

一 入道ニヤミチ親王ト云ハ只今也親王ありては方親王ト云佛

道入りありて云あり

一 無品親王ムホノミコト云ハ親王の位を不一位二位ト云す一

二品ありて云也品ハ位ノ事ハ御位ハ無品ト云ハ親王

ト云号バウリハ免ありて無品親王ト云也

一 皇嘉門院スミカドノイニ安嘉門院ヤカドノイニ建禮門院ケンレイノイニありて云ハ天子の位ハ法

ありて御母を云々ト云ハ門院ト云号を奉る也御

母姑川隱居而を女院ニヨイとて也マとてハ禁裏乃建礼門建礼門と云此
門乃迫迫ハ女院の所ヲをシとてハ建礼門院ト云之此
外も推シて知ル也

一重祚テウソクと天子即位をシりテ後又ナ天子の
御位ヲつキりテ常ニあるヲ何カあり
てモ重祚テウソクある事あり

一御宇ギョウの二字ハある事あり也天下テウカを治メ
りシ時トもシ也御宇ハ御代ト云ハ也

一被管ヒキカンと云ハ官ノ下ニ支配スる事也ハ中勢チュウセイ
省シヤウの支配シ下ニ大令ダイレイ兼ニ圖書寮トウシュサウ内藏ナイザウ寮サウの職ニ被管ヒキカンと

中勢チュウセイの支配シをスる官也被管の管の事ハ竹ノ節ノ事

一被接ヒキセツ官ハ官ニ付キ海ノ官也支配スる事あり也
其官ヲ接シりテ官也中勢チュウセイ省シヤウ侍從シヤウジヤウ内記ナイキ
あり也外ニ多シ

一流外官リウガイと云ハ相黨サウドウの位ニ官ヲをスる也相黨サウドウは内舍ナイシヤ
人リ中勢チュウセイ省シヤウ官掌カンシヤウ大政官ダイセイカン也外
令外リヤウゲの官ト云ハ令ノ書ヲ書キ裁スる官也令ハ文

武天皇ムチノミコ代大寶元年ダイホウノトシ撰シる書也冷ノ内ニ官位令
立坊リウホウと云ハ天子御世ミコノヨにシてハ定メる事あり也
天子ノあり事あり也

大皇令養老令ト
云ナリ
切バ東官ノ事也

より仰付く世多き 追捕使と云ハ謀反人叛藩者をうらめろ それよりし

つ後鎌倉よりも護職地頭職とあはけり武士を諸国へ

を守護地頭小諸事をみまわすは天子よりき

を國司に付をも用ず武家のよりしはさきありき

是よりして日本風残らず武家奪ひにききありき

天子の名をうり日本にありしありき也何事と後六

禰倉へいおつあきりハありぬ極奴り由き也也後鎌倉

將軍ありて京都將軍あり信長秀吉ありの代より孫

棟裏ハありて是れ武家ハ年々盛んありき

一ハハ云事出羽田秋田城外 秋田城外 徳吉有又ハ按察使 相摸風之浦

造 女トハハ三浦ハ相摸也三浦ハ居住スル武士ノ相摸也成文ルヲ三浦ト云父モ以前相摸也ニテ在リ三浦ノ大女ト云此外ニ相摸知ヘレ

一内位外位の事 内後五位下 外後五位下 官職難義云叙位入内ハ外階より内

階入るを也外階ハ五位ハ外後五位よりて姓の錢さき

直は後五位下ハ叙し傳て先外階ハ叙して後五位下

叙する也叙位の時入内の勘文とて外記内階入るべき者を記

して案するを執筆叙す也中家の外記ハ外階當中一年

以後記申し清家外記の外階ハ成る聖年より勘文ハ

載る也後五位下ハ外階ありき當時ハ皆思傳り上

古ハ五位更何れも傳り外正五位上外正五位下ありて傳
也云古今著聞集卷六管弦部保延元年正月四日朝觀行幸中署拍
光則多忠方ハカホ方ハカホ川上上臈ハカホの中議定ありたれハ左衛
門督雅定卿ハカホよりたれ々々ハ光則忠方同日ハカホ勸賞ありたり
叙爵す多ハ朝臣ハカホありて内位ハカホ叙す拍ハカホ下姓ハカホより外
位ハカホ叙す忠方上臈ハカホよりハカホより

貞丈云内位内階ハカホも云外位外階トモ云多毛拍毛樂人ノ氏也多氏ハ朝臣ノ姓ニテ
實ニ拍氏ハ宿稱ノ姓ニテ賤シキニサレハ多ハ内位ニ叙レ拍ハ外位ニ叙レタル也
一國主ト云号上古ハ無ク上古ハ國司あり國司ノ事前ニ記ス頼朝乃村
より諸國ハカホも護ハカホを與ク是今世の國主の如ク室町府の
比も何處の護ハカホと稱せし也

一今世國主の家人又其家子出入ハカホ下第の者ハカホ人乃事無
了ハカホ大守ハカホより古ハあきり也上古ハ上後上野常陸のハカホ國の者
より必親ハカホ其任ハカホ也ハカホ也ハカホ子風の者ハカホありあふ村ハカホ親王
布ハカホ大守ハカホよりハカホ平人ハカホを大守ハカホよりハカホ平人ハカホハ右
三子風ハカホの者ハカホあり権守ハカホあり也大守ハカホよりハカホ外
西ハ親ハカホ似ハカホ大守ハカホよりハカホ

一布衣始名目抄ニ云太上皇尊號之後始ハカホ令着御烏帽子ハカホ云也
太上皇ハカホタビヨクハウトヨム太ノ字ヲ除テ上皇ト云フトキハ上ノ字スミテヨム也同ハカホ也
太上皇尊號トハ天子御位ニ即キ玉ヒテ帝父ニ太上皇ト云フ号ヲ奉リ玉フ也其後太上
天皇ニ布衣始ト云事アリ帝在位ノ時ハ帝冠帝袍又時ニヨリテ帝直衣ヲ召スハカホナルヲ帝
隱居ハカホナルハ天照ニナリ玉ヒテ後帝烏帽子帝衣ヲ始テ召ルハカホヲ布衣始ト云也帝在
位ノ時ハ烏帽子帝衣ヲメサルハカホハ帝テナキハカホ也布衣トハ帝衣ノ事也名目抄ニ帝烏
帽子ヲ云テ帝衣ノ事ヲ記シタマハサルハ名目抄ノ作者東山左大臣実熙公ノ在世

又安康正ノ比ニハ符衣ヲ召ル、夏ハ止テ
所烏帽子御衣ヲ召ル、トニナリシ歟

一北面始名目抄ニ云上皇之後始而被召置彼輩ヲ云也彼輩トハ北面ヲ云也北面

ハ上皇ノ侍ナリ上北面ト云ハ五位ナリ下北面ト云ハ六位也此北面ノ侍ヲ始テ召置ル、ヲ北面始ト云ナリ

一殿下ト稱カモ々々唐カハ皇后太子等カをさして殿下ト云天子

をさして陛下ト云又同義也日本カも上古ハ皇太子を指テ

殿下ト云カ也公式令カ子名カをさして知るカ後代ハ関白カを指

テ殿下ト云カもカ叙カりカ其ハ一條院の御代ハ御堂関白道長

公ハ天子の御外戚カハ權威甚強カりカ詔諛カのカ道長公

をさして殿下ト稱カるカ能カれカりカ以カ来カ流例カとありカ關

白を殿下ト云カもカ叙カりカありカ一

一木鳥カ云官乃事官職秘抄カの帝井義知カが頭書ニ云木鳥カ之意カ

説區々也皆不足信用カ必不可取也カ春宮舍人カ之中兼左右衛門

尉之者是木鳥也兼左者カ云左木鳥兼右者カ云右木鳥江家カ次方

其外實録カ所見カ但木鳥カ之字義カ不分明カ俗説多皆不當也カ

一番長カト云ハ義教公御元服記ニ云隨身番長一人番頭八人下

臈之御隨身五人ト云カもカあるカ近衛府乃官下役カ將曹府

生番長カ近衛ト云役人あり此中番長近衛を隨身カありカ

らカせカらカ也番長ト云近衛カ近衛ノ舍人カ云サレカト云役人左右

近衛府ありカ六人ありカあるカ内八人弓馬の達者カありカ或

一人番長トせカらカ中一人隨身カ乃長カありカ一カ

番長二字トモニ
ウリテパンダヤ
ウト云ナリ

文
大
正
十
一
月
九
日
の
日
兼
宣
旨
を
く
う
う
あ
ひ
ひ
同
十
四
日
太
政
大
臣
に
任
じ
る
に
由
り
大
臣
に
任
じ
る
に
由
り
大
臣
に
任
じ
る
に
由
り

一 也 兼長ハ隨身乃以也是を上臈の隨身と云あり

一番頭と云右云近衛と云役の内ありと云あり

一番頭と号してハ八人隨身より云はれ是を中臈の隨身

と云ありハ公私翰書云フ番頭と云別也

一下臈の御隨身号近衛也と云是も右の近衛と云役の内五人を隨

身と云ありハ近衛と云計唱て是を下臈の隨身

と云平比近衛ありは隨身也

一 假也隨身と云近衛ハ御隨身の外より云はれ是を右

つて云はれハ近衛の隨身と云あり

一 衛府ノ侍と云左右近衛乃役所を衛府と云衛府の侍ハ禁

中より一 近衛府の内将監将曹府生番長番頭近衛等

ハ禁裏より將軍家ハ近衛の官人也衛府の侍も

禁裏より来りす武家の人もあり隨身のことも有持

矢をおひ馬に乗るは近衛府の侍と云あり

一 兼宣旨乃事大臣に任す兼日何ノ日大臣に任す

由り此宣旨を賜ふと云也平家物詰巻一

十一月九日の日兼宣旨をくううあひひ同十四日太政大

臣に任じるに由り大臣に任じるに由り大臣に任じるに由り

行宣旨命をくうう大長に任せり也

一 拜賀奏慶慶賀の事此云名も官位之御禮を禁裏

